

「第8回全国自治体議会改革推進シンポジウム」開催

テーマ：議会基本条例が開く議会の未来 三重県議会主催

11月9日に、四日市都ホテルで、「第8回全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催しました。当日は、三重県議会の呼びかけに応じた、議会改革に取り組む全国の自治体議会議員など約250人が参加しました。

前半は、東京大学大学院教授の金井利之氏が基調講演を行いました。後半は、自治体議会改革に携わる4人のパネリストによるパネルディスカッションが行われ、それぞれの現状や課題などを発言しました。



基調講演 「議会基本条例の意義と限界」

講師：金井 利之氏（東京大学大学院教授）

二元代表制といわれるが、代表は住民から自律し、地域住民全体の真のニーズを把握しなければならない。そのため、議会は自己規律を確立する必要がある。議会基本条例を制定する意義がある。

一般に住民の議会・議員不信は根深く、意識ある議会は議会改革で反転攻勢したが、形骸化した議会改革は量的には拡大したが質的には失速した。住民の期待は、住民の要望に応じて意思決定できる権力を持つことで充たされ、その権力の中核として予算がある。議会改革が予算査定に踏み込まなければ不信

感は払拭できない。議会は時間を掛け、個別の事業ごとに予算を審議していくべきである。

不信感があるからといって定数・報酬削減を行えば、さらに議員活動の質を低下させる。議会基本条例は活動の質を向上させるものでなければならない。活動の質とは質疑と予算査定の質に尽きる。議会・議員不信が低下して期待感が増したときに、議員活動の質が向上したと言えるであろう。

パネルディスカッション

<議会改革のこれまでの取り組みや今後の方向等>

目黒氏

・議会改革は運動論。議会基本条例の理念に基づいて改革を進め、熱意のある議員が中間的立場の議員を切り崩しながら、議会全体の動きへとつながっていかねばならない。

・議会ですっかりと議論し、その成果を住民に知らせるという形の主権者教育が求められている。

小林氏

・由布市は3町が対等合併してできた市。新しい議会のあり方を議論するうちに、議会基本条例が必要だという議論になった。条例策定に関わった議員と関わっていない新人議員との意識の差が大きいという課題がある。

・議会基本条例として明文化した市民との約束を後退させない。議会報告会などの議会基本条例で定めたことを続けることが議員の意識改革につながる。

三谷

・議会基本条例はあくまでもツールであり、これを使ってどう議会を変えていくのかは、議員や議会の努力なり意思だと思っている。

・議員任期4年間の議会活動計画をもとに計画的な議会運営を行っていきたい。4年後には全体を評価し、それを改選後の議会に伝えることで議会がバージョンアップするという議会の自己評価の仕組みを作っていきたい。

金井氏

・議会の最大の強みは大人数であること。一人では暴走するが、全員暴走するとお互いにぶつかり合うので暴走しない。議会改革は議員同士の間の合意形成と首長との関係が重要。

・議会改革と言うと議員間討議という話になるが、質疑の方も依然として大事。執行部に細かく質問をして、具体的に何をやろうとしているのかを明らかにすることが重要。

<総括>

新川氏

・議会基本条例をツールとしてどう生かしていくか、その理想をどう実現していくのか、各議会は、それに向けて少しずつ、あるいは大きく進もうとしている。

・住民を代表する議会として議会の意思を形作っていくということ、議員、会派、そして議会全体として考えていかないとけない。

・意思決定機関の役割を果たす議会に成長するには、住民とのより良い関係が必要。



コーディネーター



新川 達郎氏
(同志社大学大学院教授)

パネリスト



金井 利之氏
(東京大学大学院教授)



目黒 章三郎氏
(会津若松市議会議長)



小林 華弥子氏
(由布市議会議員)



三谷 哲央
(三重県議会議会改革推進会議会長)

お知らせ

みえ現場 de 県議会を開催します

「女性活躍の推進～中小企業の現場で～」をテーマに、鈴鹿市で開催します。

- 日時** 平成29年1月18日(水) 13時30分～15時30分
- 場所** 鈴鹿市文化会館 さつきプラザ (三重県鈴鹿市飯野寺家町810)
- 参加者** 県内の中小企業経営者・管理職等(3人程度)、一般公募の女性参加者(3人程度)、県議会議員(正副議長、広聴広報会議委員等)
- 内容** 女性が働く上での課題や女性活躍の推進のために県に期待すること等に関するご意見を参加者からいただきます。



★傍聴は事前申し込みなく、どなたでもできます。

「みえ県議会出前講座」実施校を募集しています

県議会では、県議会をより身近に感じていただき、将来の住民自治を担う意識の醸成に寄与することを目的に、県議会議員が小中学校や高校に出向き、県議会の役割や仕組みなどについての授業を行っています。

実施日時・場所

ご相談の上、ご希望の日時・場所(教室、体育館など)で行います。

内容

「県議会の役割と仕組み」をテーマとして、三重県の予算や条例が決まるまでの県議会の仕組み、県議会の役割などについてご説明します。これ以外のテーマであっても可能な限り対応します。

講師

県議会議員(県議会広聴広報会議委員)

申込方法

申込書に必要事項をご記入いただき、FAX、郵送又はメールにより、実施ご希望日1か月前までにお申込みください。申込書は県議会ホームページからダウンロードいただけます。



11月に熊野市立飛鳥中学校で出前講座を行いました。講座では、県議会の役割のほか、有権者として議員を選ぶことの大切さなどを説明しました。講座を受けた生徒からは「議員の仕事を知ることができて良かった」「18歳になったら、しっかりと考えて、任せられる人に投票したいと思う」といった感想をいただきました。

編集 三重県議会広聴広報会議

- 座長 日沖 正信(副議長)
- 委員 中村欣一郎(座長職務代理者)
- 芳野 正英 中瀬古初美 吉川 新 津村 衛 木津 直樹
- 野口 正 大久保孝栄 山内 道明 長田 隆尚

ご意見・ご要望はこちらまで

三重県議会事務局企画法務課

〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2877 FAX 059-229-1931
E-mail gikaik@pref.mie.jp ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>

